

府監委告示第 2 号

平成 3 0 年 7 月 1 7 日

平成 3 0 年度第 1 期定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定に基づき、平成30年度第1期定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

府中町監査委員 土 井 精 二

同 木 田 圭 司

平成30年度第1期 定期監査結果報告

1 監査の対象

総務部	総務課
建設部	都市整備課
建設部	建築課

2 監査の期間

平成30年4月23日 から 平成30年7月17日 まで

3 監査の方法

平成29年度に属する財務に関する事務が、関係法規及び予算に基づき適正に執行されているかについて、関係書類を検査照合するとともに、必要に応じ所属職員から聴取を行いました。

4 監査の結果

財務に関する事務について、次に述べる事項を除いて、概ね適正に処理されていました。

【 指摘事項 】

I 都市整備課

(1) 地積測量図について

土地売買契約書（補助街路事業 みくまり北小学校線）に添付されている地積測量図において、作成者の署名及び作成年月日に記録・押印の遺漏が見受けられた。地積測量図は、一筆の土地の地積に関する測量の結果を明らかにする図面であり、契約内容を証する基本的な資料であるから、不動産登記規則に基づき、適正な作成処理を行われたい。

Ⅱ 建築課

（１）行政財産使用許可について

府中北交流センター敷地内への町内会倉庫の設置許可に係る事務手続きに不備が見受けられた。行政財産の使用許可の取り扱いについて、他施設との整合性を保ち、府中町事務決裁規程、及び府中町財務規則に基づく、適正な処理を行われたい。

（２）町営住宅敷金について

町営住宅敷金については、府中町営住宅設置及び管理条例に基づき、入居者から入居時における３月分の家賃に相当する金額の範囲内において、敷金を徴収し、管理運用されているところです。町の歳入歳出外現金として預かっている金額（町営住宅敷金）と、建築課で備付ている敷金納入額一覧表の預かり金額との間で差額が見受けられた。敷金については、敷金預かり証等で確認のうえ、差額の原因解明に努めるとともに敷金の正規金額の確定、敷金台帳の整備を図られたい。また、敷金運用から生じる利益金については、随時、一般会計への繰り出しを検討されたい。